



鳥取県公報

令和5年12月8日（金）
第9554号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（563）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（564）（〃）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退の届出（565）（〃）・・・・・・・・・・ 2 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 （2件）（566・567）（水産振興課）・・・・・・・・・・ 3 県営土地改良事業の工事の完了（568）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 3 所有者が判明しない放置自動車（569）（鳥取港湾事務所）・・・・・・・・・・ 3 指定障害児通所支援事業者の指定（570）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 3 貸付金の元利償還金の収納事務の委託（571）（教育委員会事務局人権教育課）・・・・ 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（49）・・・・ 4
◇ 公 告	猟銃安全指導委員の委嘱（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第563号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おおやま内科クリニック	西伯郡日吉津村大字日吉津863-2	令和5年10月28日
さのこどもクリニック	米子市安倍346-1	令和5年11月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ほしぞら薬局	米子市安倍347-2	令和5年11月1日

鳥取県告示第564号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び指定訪問看護事業等を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
渡部整形外科医院	境港市上道町1990	令和5年9月30日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人地域福祉ネット	米子市錦町二丁目235	すみれ訪問看護ステーション	米子市錦町二丁目235	令和5年11月30日

鳥取県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所の指定を辞退した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
-----	-------	-----------

花池デンタルクリニック	倉吉市生田356-2	令和5年11月13日
-------------	------------	------------

鳥取県告示第566号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
田後加入区	沖合底びき網漁業

鳥取県告示第567号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取網代港加入区	沖合底びき網漁業

鳥取県告示第568号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和5年12月8日

鳥取県東部農林事務所長 鈴 木 仁

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農業競争力強化基盤整備事業（農地整備） 山根地区 区画整理・農業用排水	令和5年11月2日

鳥取県告示第569号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第7条第3項の規定に基づき、所有者等が判明しない放置自動車について、次のとおり告示する。

令和5年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

警告書を貼り付けた日	放置されている場所	車名、塗色又は自動車登録番号	車内に放置されている物件	告示後の取扱い	引取りの方法
令和5年10月18日	鳥取市賀露町西四丁目地内（賀露緑地公園）	三菱 軽自動車 銀色 鳥取50は1487	なし	令和6年3月9日以後に処分	鳥取県県土整備部鳥取港湾事務所に申し出る。

鳥取県告示第570号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
グーニーズ合同会社	境港市上道町159-3	グーニーズHigh	米子市中島一丁目19-32	放課後等デイサービス	令和5年12月1日

鳥取県告示第571号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

弁護士法人ブレインハート法律事務所

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号4010112、4040148、4050109、4050213、4070065、4070178、4070240、4110102、4110193、4130166）及び鳥取県育英奨学資金（奨学生決定番号417050、422039、423170、4171003、4171076、4171081、4181027、4191359、4191447、4191529、4201372、4201423、4201442、4201654、4201698、4211018、4211273、4211575、4211789、4221287、4221350、4221405、4221417、4221513、4231121、4231167、4231304、4231465、4231557、4241095、4241276、4241506、4251205、4251220、4251537、4261357、4261404、4261441、4271352、4271363、4271427、4271516、4281006、4281030、4281201、4281328、4281427、4291007、4291161、4291256、4291281、4291307、4291314、4301081、4301209、4301235、4311205）

3 委託した期間

令和5年11月20日から令和8年2月28日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第49号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和5年12月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,124
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	45,617
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	142,695
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	50,771
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,356
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,490

境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,219
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,123
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,237
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,821
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,209
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,831

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定により、猟銃安全指導委員を次のとおり委嘱した。

令和5年12月8日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 猟銃安全指導委員の氏名及び活動区域

氏 名	活 動 区 域
岩崎 寿義	米子警察署の管轄区域内

2 猟銃安全指導委員の連絡先

猟銃安全指導委員の活動区域を管轄する警察署に問い合わせること。

警察署	電話番号
米子警察署	0859-23-0110

3 猟銃安全指導委員の任期

令和5年11月1日から令和6年3月31日まで